

令和 5 年 2 月 10 日

**第84回世田谷区地域保健福祉審議会**

午後 6 時31分開会

会長 第84回世田谷区地域保健福祉審議会を開会する。

本日の審議会は、Z o o mを使用して開催する。

3名の委員から欠席の連絡を受けている。

事務局に資料確認を願う。

保健福祉政策部次長 本日は、降雪等の影響により、急遽オンラインでの開催とさせていただきます。

ウェブ会議システムでの委員の発言方法は、マイクをミュートに設定し、発言の際は画面上にて挙手で合図し、中村会長の指名を受けたら、マイクのミュートを解除し、所属と名前の後、発言願う。発言終了後、再度ミュート設定を願う。また、各自での会議の録音、録画は遠慮願う。なお、区側出席者も一部Z o o m参加である。

資料の確認をする。

(資料確認、省略)

会長 議事に入る。

本日は、協議事項1件、報告案件5件である。

協議(1)世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定に向けた検討状況について、事務局から説明願う。

(保健福祉政策部次長 資料1 世田谷区地域保健医療福祉総合計画の検討状況について(前半)説明、省略)

保健福祉政策部次長 様々なシステムの名前が出たが、それによりどのように変わろうとしているのか、新たに国や区が取り組むものを資料に示してある。

世田谷区は、平成26年度に、区の地域包括ケアシステムを、高齢者に限らず、障害者、子育て支援、若者など、あらゆる方を対象とすることで進めてきた。要素としては、国に倣い、5つの要素で行ってきた。

区としても、これまで支援が難しかった、複雑、複合化した課題に重点的に対応していきたいと考えている。新しく加わる要素は、就労、教育、防犯・防災、社会参加となる。

会長 ただいまの報告について質問、意見はあるか。

委員 地域包括支援センターが実際に機能しているのかという問題がある。みんな社会福祉協議会、まちづくりセンターに直接相談に行ってしまうので、地域包括支援センターの機能を有効利用できる方法はないかと考えている。

委員 地域包括ケアはすごくバランスが悪い。社会福祉協議会は絶えず1人しかいないし、あんしんすこやかセンターも出払ってしまうと1人しかいない。そういう具合に、人道的な問題で直してほしいところがある。

委員 あんしんすこやかセンターは恐らく各地区で体制が異なる。私の地区の場合は、窓口には必ず2名の職員がいるが、1人のところもあるかもしれない。

現場では、つないでも、つながらず宙ぶらりて、途絶えてしまい、どこに相談すればよいか分からないケースが多くある。8050の課題も全てが相談窓口のリンクに行っているわけではない。長期化したり、逆に問題が底に沈んでしまうこともある。今後の支援体制で、防犯・防災などともつながっていくというが、正直イメージがついていない。

委員 地域で暮らす我々からしたときに、膨大過ぎて、浸透していけるのかなと感じている。

委員 気になったのは、「区民一人ひとりが社会の中で輝ける」など、きれいな言葉が出ているが、どういうことなのか分からない。現場からも不安の声が上がっている。具体的なサポートの実践例、成功例を挙げていく中で、世田谷で必要なシステムについて議論をすべきではないか。

委員 地域包括ケアシステムの柱で、キーポイントになるのは予防だと思っている。高齢者で言うなら、フレイル問題に取り組むに当たり、どういうバックグラウンドを持った人が、その後のケアをどのようにバックアップして、その人のもとへ通うのか。1回切りではなくて、今後にもつながっていく予防的なものを連携してやってもらえるといい。

委員 資料24ページにある「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」のアウトリーチというのは訪問の形になるが、この図からいくと、ケアマネジメントみたいな印象を受ける。

もう1点は、多機関協働事業である。この事業の中で誰が中心となってコーディネーターの役を担うのか、ケース・バイ・ケースなのか、特定の機関の特定の課なのか、団体なのか、分かりにくい。現状、責任の所在が難しくなっていると思うので、その点について分かれば教えていただきたい。

委員 区民として課題を抱えて相談に行くときに、相談を受ける側の体制が整っていないと、不安になる。

そういった人材の確保、強化の部分は、文言にするのか、それとも議論で深めるのか。そのあたりがもう少しあると、相談する側も、受ける側も安心感を持てるのではないか。

会長 前半部分はここまでとする。後半の説明の後、前半、後半問わず、意見をいただきたい。

世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定に向けた検討状況（後半）について、事務局から説明願う。

保健福祉政策部次長 区側の考えを説明してから、後半の説明に入る。

体制強化のお話があったが、確かに現時点で、あんしんすこやかセンター、まちづくりセンター、社会福祉協議会にかなり多くの相談が来ており、どう対応していくかは課題であると認識している。現在、世田谷区では、複雑、複合化する課題を各機関でどのくらい受けているのか調査しているところなので、この内容を見た上で考えていきたい。

委員からあった、つないでも、つながらずというのは的を得ている。まずはつないでいただき、当面様子を見るのか、伴走していくのか、そういったことも議論していかなければならないと考えている。

24ページ、「相談者の発見や情報提供」に触れて、アウトリーチの話があった。世田谷区の課題認識としては、様々な活動の場に出し、いろいろな方々の情報を得ている状況で、場へのアウトリーチはできているほうかと思っている。一方で、複雑化した事例が多機関に上がってきた場合に問題があると認識しており、重層的支援会議の対象になる方のアウトリーチをどのような体制、専門性で行っていくかを強調したく、このような表にしている。

（保健福祉政策部次長 資料1 世田谷区地域保健医療福祉総合計画の検討状況について（後半）説明、省略）

会長 ただいまの報告について質問、意見はあるか。

委員 地域包括ケアシステムに新たに4項目の要素を追加するのは、いいことであると考えている。

玉川砧薬剤師会は、玉川地域、砧地域、烏山地域の3地域を担当している。我々も多職種連携会議に伺っているが、地域格差が非常に大きい。砧地域は砧地域ご近所フォーラムという地域版の包括ケアシステムが既に出来上がっている。玉川は玉川で、地域的なものよりは地区の包括ケアが非常に進んでいる。

社会福祉協議会、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンターは、それぞれの地区の住民に対し、取り組んでいるので、その地区をベースにして全体を考えていかなければならない。世田谷区地域包括ケアシステムとして、そういう地区の部分を細かく見てい

かないと、進んでいかないと感じている。区には、その辺をよく考えていてもらいたい。

委員 玉川地区では、在宅専門のグループの先生方がかなり真面目に診てくれているので、在宅医療の難民はいない。退院調整も、ドクターを決めて退院されるので、退院難民とかは現実的な話ではないように思う。今後、在宅医療の方が増えていくのに合わせて恐らくドクターも増えていくので、玉川地区では医療的な問題はあまりないと考えている。

委員 きれいな話が結構目立つが、事例によってケース・バイ・ケースで進めていただいたほうが、私たちも分かりやすいし、区民も分かると思う。あまりにも大きい話なので、細かい点で個別にお話しするといいいのではないか。

委員 玉川地区も、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、まちづくりセンターが一生懸命頑張っている。玉川地区の中でも幾つかのあんしんすこやかセンターでは人員が不足しており、多岐にわたる問題をそこだけで全部網羅するのはなかなか難しい。ヤングケアラー、精神障害者の退院後、住宅など個々の問題は、地区、地区で完結していかないと駄目な場合も多い。全区で一まとめにしていくよりも、地区にある程度お任せしたほうがいいのではないか。

委員 今までの地域包括ケアシステムは高齢者が中心になっていたが、今後は、どちらかという、若い世代を対象とした地域包括ケアシステムになっていくように見受けられる。特に小児の医療的ケア児等は様々な課題があるので、若い世代を中心とした地域包括ケアシステムが実現できたらいいと思う。

委員 私は世田谷区の児童相談所に関わっているが、児童相談所に来る相談は複雑極まりない。貧困、障害、疾病、DV、LGBTQなどが絡んでおり、そうしたまさに複合的な支援が大切になってくる。

新しい要素として、教育、就労を入れたことに期待している。世田谷区は教育と福祉の連携が他自治体に比べるとうまくできていると感じている。今、児童相談所では複雑な課題を持った子どもたちに対するケアを工夫されているが、地域に帰すというときに、里親の養成などを含め、地域の機関がどう関わっていくかということが今後しっかり見えてくるといい。

委員 世田谷区も、これまで区が行ってきた幅広い地域包括ケアと、国が打ち出してきた包括的支援体制の折り合いをどうつけていくべきか、苦勞されていると思う。施策の幅を広げていくのは大賛成だが、地域包括ケアシステムの概念をここまで広げてしまうと、

包括的支援体制という言葉を使う意義があるのか。あまり広げると、もともとの介護の分野の議論が薄くなるのではないかと、いろいろ入ってきていることで逆に分かりにくくなっているのでは、悩ましい。

ここまで広げていったときに、計画に書くだけではなくて、例えば教育と福祉の連携で不登校の問題に力を入れていくなど、そのように具体的な事業を各領域で決めていかないと、絵を描いてもなかなか進まないのでは、そのあたりの仕組みづくりが重要である。

28地区の仕組みを5地域の支所の仕組みでバックアップしていくという方向は、現状うまくいっているのか。課題は何であるのか考えないと、実際にこの計画がどう回るのかイメージがつかない。特に障害の問題は28地区の仕組みに明示されていないが、それでいいのか。自立支援協議会や基幹相談支援センターで連携するのも重要だが、障害の問題もちゃんと位置づけて、連携の絵の中に入れてほしい。

委員 区民として、地域包括ケアシステムの内容が我々にどのように届くのか気になっている。私は30代だが、地域包括ケアシステム自体、知らなかった。世田谷区に住んでいる知人にも知らない方がいる。これはマーケティング能力も必要になってくる分野なので、PRも含めて考えていく必要がある。

委員 先ほど項目ごとに課題を挙げて、理想の姿はという順番で説明があったと思うが、これは逆ではないかと考えている。そもそも、実現したい姿があって、その足りない部分が課題である。だから、世田谷区として目指す医療体制を明確にした上で現実に当てはめてみると、課題が見えやすくなる。

私たちは今、将来像志向的なケース検討会というものを行っている。よくやるケース検討会では、誰がどうしたからそうなったのかという犯人捜しみたいな話になるが、将来像志向的なというのは、こういうケースがあって、この人はどうなったらいいと思いますかと、様々な立場から意見を出していき、その理想に近づけるためには、どうすればいいのかという発想で行うものである。

そのような将来像志向的なケース検討の積み重ねで具体的な姿を出していかないと、システムができて、ちっとも動きませんとか、誰も中身を知らないということが起こる危険性がある。

委員 子ども分野で、児童相談所がどのようなところに入ってくるのか、子ども家庭支援センターとの連携はどうなるのかなど、気にしながら伺っていた。

今後どこかで記されていくかもしれないが、ぜひ認識を持っていただきたいのは、子ど

もの虐待の問題である。施設に入所するお子さんもいるが、虐待の相談件数を見ても分かるとおり、全てとは言わないが、そこまでたどり着けないまま大きくなって、成人する方もたくさんいて、世田谷区にも当然多くいる。その方たちの支援の仕方ということで、そういう皆さんの住みやすい世田谷をつくっていく上での施策みたいなものも、どこかに入れていただきたい。

具体的には、住まいの関係でいくと、都内でもそういう皆さんのシェアハウスというところが活発に動かれている。シェアハウスは一般住宅だと思うが、その施設の整備や、そこでの相談支援ができることが大事なので、そのようなことも協議していただけるとありがたい。

会長 議論は尽きないが、協議(1)はここまでとさせていただく。追加の意見等については、ペーパーでの提出をお願いします。

続いて、報告事項に移る。

報告(1)第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けた検討状況について、事務局より説明願う。

(高齢福祉課長 資料2 第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けた検討状況について説明、省略)

会長 一昨日、開催した第1回高齢・介護部会における検討状況について早速報告があった。部会の検討状況については、折に触れて報告したい。

ただいまの説明について質問等はあるか。

(なし)

会長 次に、報告(2)次期せたがやノーマライゼーションプラン 世田谷区障害施策推進計画 の策定に向けた検討状況について、事務局より説明願う。

(障害施策推進課長 資料3 次期せたがやノーマライゼーションプラン 世田谷区障害施策推進計画 の策定に向けた検討状況について説明、省略)

会長 ただいまの説明について質問等はあるか。

委員 地域づくりという言葉が出ているが、どんな地域をつくらうとしているのか、地域がどうなることを考えて言っているのかという具体的な部分がないと、どんな地域を目指そうとしているのか、見えにくい。

障害施策推進課長 地域づくりという言葉、地域の体制づくりという言葉も使ったりするので、分かりづらいかもしれない。今後、計画で分かりやすくするように努めてまいり

たい。障害のある方の場合には、障害理解や差別解消がまず大きいと感じているので、そういう意味での地域づくりというふうに言葉を使っているところがある。

障害サービスの事業者のネットワークは、高齢、子どもの分野とは少し違ったネットワークがあると思うので、そういった意味で、地域の体制づくりという言葉を使うことがあるが、分かりやすくするように考えていきたい。

委員 新しい次年度以降のプランについては、世田谷区でつくった地域共生社会の実現をめざす条例というものを基に柱立てをしているので、本当に世田谷らしいプランができるのではないかと期待している。

この間、手話言語条例をつくることとの関連で、手話通訳士の実態みたいな情報も出してもらったが、通訳の方が高齢化している。手話通訳士に限らず、サービスがあっても担い手がいないので、使えない、外出できないという話が随分出ていて、人材不足が深刻になっていると感じている。計画を実際に担っていく福祉人材、特に若手をどのように養成していくかはとても大きな課題だと痛感している。

委員 資料3の前半、世田谷区自立支援協議会、障害者施策推進協議会からの主な意見の両方で、人材不足、確保と、早期離職が課題として挙げられている。ヒアリングでの主な意見の中には、「児童発達支援管理責任者などの責任者クラスの専門人材の確保が難しくなっている。雇用としても定着しにくい」とある。

私自身も、神奈川県の実業所で施設長と兼務で児童発達支援管理責任者をしているが、責任者の方がすぐに辞めてしまう環境というのは、資料を読み込んでも見つからなかったので、どういうことなのか気になっている。入ったばかりの職員や現場の担い手の不足も問題だが、責任者の方が辞めてしまう体制というのは、今後のためにも深掘りをしていただいたほうがいい。

委員 人材不足は深刻な問題で、教育のほうでもいろいろ努力されているが、手を必要とする全ての障害者に行き届いていないので、もっと人材が欲しい。

私もデイサービスをしており、若い子たちに支払う給料が十分ではないと思っているが、それを補うために自分のところでどういったことをすればいてくれるのか、若い人の離職を防ぐためにはどうしたらいいのか、日々考えている。細かいところだが、そういった工夫を各施設でしていくことも必要である。

世田谷区自立支援協議会からの意見は、当事者が感じていることがたくさん書いてある。今後のスケジュールでいくと、次のまとめは3月となっているが、その中にこの意見

をたくさん取り入れてほしい。取組例・提言というところも、全部が全部このとおりだとは思っていないが、取り入れてほしい。

私のところにも実態調査が届き、書かせていただいた。意見を取り入れていただき、質問事項にも入っていたので、そちらも十分検討して、ノーマライゼーションプランを作成してほしい。

会長 次に、報告(3)「(仮称)世田谷区手話言語条例」制定に向けた検討状況について、事務局より説明願う。

(障害施策推進課長 資料4 「(仮称)世田谷区手話言語条例」制定に向けた検討状況について説明、省略)

会長 ただいまの説明について質問等はあるか。

(なし)

会長 次に、報告(4)健康せたがやプラン(第二次)後期の改定に向けた取組み状況について、事務局より説明願う。

(世田谷保健所健康企画課長 資料5 健康せたがやプラン(第二次)後期の改定に向けた取組み状況について説明、省略)

会長 ただいまの説明について質問等はあるか。

(なし)

会長 次に、報告(5)ヤングケアラー支援に関する検討状況の報告について、事務局より説明願う。

(子ども家庭課長 資料6 ヤングケアラー支援に関する検討状況の報告について説明、省略)

会長 ただいまの説明について質問等はあるか。

委員 資料3 ページ目の あればよいと思う支援の2つ目「子どもの意向だけでも利用可能なサービス」や、3つ目「子どものケア負担を軽減できるサービス」で、もう一つ突っ込んで、具体的にしているものがあれば教えていただきたい。

子ども家庭課長 こちらはヒアリング調査で出てきた意見である。実際には利用可能なサービスがあったとしても、保護者の同意が得られずに利用につながらなかった事例があったことから、本人の意向だけでも利用できるサービスがあるとよいという意見があった。ヒアリングの中で事業者から出た意見となっており、ここについての具体的なサービスに触れての具体の例示はなかった。

委員 今後、私たちも協力しながら、いろいろ提案していければと思っている。

会長 今日の議論の協議事項(1)地域包括ケアシステムに関わる議論の中で、きれいに書かれているけれども、どう運用するか分からない、その姿が見えないという話があった。

ヤングケアラーも対処しなければいけない問題である。アンケート調査や実態調査をして、今把握しているヤングケアラーがこのように見つかったということ、先ほどの協議事項、資料1の世田谷区地域保健医療福祉総合計画の検討状況で描かれた図の中に落として、実際、誰が見つけて、どこで一番見つかっていて、うまく多職種協働ができていないとするとどこにネックがあるのか、そのようなことをヤングケアラーだけで1枚書いていただくと、先ほど討議した際、意見として出た具体的にどうなっているか分からないという部分が一つ解消されるのではないかと。

そういったことについて分かりやすく、地区、地域、全区と分けて、どこで見つかり、誰が見つけ、それがどういう形でみんなの知るところになり、多職種の人たちが対応しようとするとならっているのか、ヤングケアラーならヤングケアラーについて具体的にお示しすると分かっていただけではないか。うまくできるか分からないが、そういう作業が必要ではないかと今日の議論を聞いて思った次第である。

本日の議事は、以上となる。

配付資料等について、事務局から何かあるか。

保健福祉政策部次長 次第の4、資料配付に記載の資料は配付済みなので、後ほど御覧願う。

5のその他、次回の審議会は、令和5年4月26日に開催する。例年の審議会は、7月、11月、3月の開催だが、計画策定の関係上、令和5年度は、4月、7月、10月、2月の計4回を予定している。

会長 以上で第84回世田谷区地域保健福祉審議会を閉会する。

午後8時52分閉会